

分別保管の状況

証券会社においては、万一の際にお客様からお預かりした金銭や有価証券を保全するために、金融商品取引法第 43 条 2 に基づいて、分別保管を行うことが義務付けられております。

当社においては、次のとおり、分別保管を行っております。

1. お預かりしている金銭

顧客分別金信託として、信託業務を行う銀行に信託（信託業法第 9 条に基づく元本の補填契約をした金銭信託）をしております。

（※信託銀行等が万一破綻に陥った場合でも信託法第 16 条により保全されます。）

2. お預かりしている有価証券

原則として、外部の保管機関等（証券保管振替機構など）において、当社の自己勘定による有価証券とは分別して保管しております。また、一時的に当社金庫にて保管する分につきましても、当社の自己勘定の有価証券とは分別して保管しております。